

週までは4週間に1回、妊娠満24週から妊娠満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別な指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間

(10) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終りにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおのこの必要と認める期間

第9条第2項第12号中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同項第13号及び第14号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（人委・職員課）

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年5月18日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第24号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号イ中「昭和63年富山県条例第1号」の次に「。以下「外国派遣条例」という。」を加える。

第18条の2第1項第3号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号。以下「外国派遣条例」という。）」を「外国派遣条例」に、「であつて、これらの期間が2以

上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第18条の4第2項において「休職等となった場合」という。）」に改める。

第18条の4第2項を次のように改める。

- 2 月の中途において休職等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（支給単位期間に係る経過措置）

- 2 令和2年4月1日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47号）第2条第1項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）第2条第1項の規定による派遣をされ、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

（人委・職員課）

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 入善朝日線	下新川郡入善町藤原96番2から 下新川郡入善町古黒部3887番まで	令和2年5月18日	新川土木 センター 入善土木 事務所

富山県告示第260号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年5月18日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
スギ薬局小杉 店	富山市小杉 2003番地	精神通院医療		令和2年5月1日

富山県告示第261号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年5月18日

富山県知事 石 井 隆 一

I Cカード化運転免許証作成装置用消耗品 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年3月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士フィルムイメージングシステムズ株式会社

東京都品川区西五反田3丁目6番30号

5 随意契約に係る契約金額

新規用カード（緑） 417,560円

一般用カード（青） 417,560円

優良用カード（金） 417,560円

運転経歴証明書カード 417,560円

カラーインクリボンカセット 90,640円

黒インクリボンカセット 39,600円

ラミネートリボンカセット 142,560円

備考シール 22,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既調達物品等につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

土地改良区の役員の退任

氷見市宇波土地改良区の役員であった次の者が令和2年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公

告する。

令和2年5月18日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住 所
理事	坂本 菊男	氷見市宇波 4790番地
同	坂下 克弘	同 脇方 626番地
同	石崎 榮	同 宇波 336番地2
同	川崎 進	同 宇波 3187番地
同	瀨谷 美明	同 脇方 214の1番地
同	土平 千秋	同 宇波 4744番地
同	大谷内 博明	同 脇方 207番地1
同	坂本 茂治	同 宇波 3161番地
監事	太田 直茂	同 宇波 4810番地
同	高塚 久	同 宇波 4773番地
同	酒井 兼朗	同 宇波 3201番地

土地改良区の役員の就任

氷見市宇波土地改良区の役員に次の者が令和2年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月18日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住 所
理事	坂本 菊男	氷見市宇波 4790番地
同	安居 正美	同 宇波 4826番地
同	坂下 克弘	同 脇方 626番地
同	石崎 榮	同 宇波 336番地2
同	瀨谷 美明	同 脇方 214の1番地
同	太田 直茂	同 宇波 4810番地

同	坂本茂治	同	宇波	3161番地
同	坂本弘明	同	宇波	341番地
監事	大石久義	同	宇波	3195番地
同	大谷内博明	同	脇方	207番地1
同	土平千秋	同	宇波	4744番地

土地改良区の役員の退任

氷見市土地改良区の役員であった次の者が令和2年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月18日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	木下俊男	氷見市久目 1056番地
同	山外一郎	同 一芻 1947番地

土地改良区の役員の就任

氷見市土地改良区の役員に次の者が令和2年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月18日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	山外一郎	氷見市一芻 1947番地
同	田中昭一	同 上余川 380番地
同	瀬戸正次	同 森寺 153番地3

土地改良区の役員の退任

黒河土地改良区の役員であった次の者が令和2年3月25日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月18日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

監 事 堀 川 豊 明 射水市黒河 2550番地

土地改良区の役員の就任

上市町土地改良区の役員に次の者が令和2年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月18日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 東 岱 誠 中新川郡上市町広野新 123番地

土地改良区の役員の就任

婦負郡藤ヶ池土地改良区の役員に次の者が令和2年3月24日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年5月18日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

監 事 中 田 一 雄 富山市婦中町下条 278番地